

録請與時並に世否ニ關シ得喪スルロイニ火室ニ也リ。
 夫回ハ本月十日開會ノ結果ニシテ英、露、佛、蘭、日ノ諸國ニ惟スル關
 ヲイサハ南洋諸品ニ極シ高率關稅ヲ賦スルハ不田セムヘシイノ意見ニ依リテ
 米、ム、ハ、羊手、セ、ハ、セ、羊手、イ、鐵、鋼、等、日、ノ、辦、入、困、難、イ、テ、ハ、ニ、至
 諸、品、ハ、無、難、品、セ、ム、故、ニ、高、率、關、稅、ヲ、賦、ス、ル、ハ、極、當、ナ、リ、セ、ム、手、續、ト、テ、
 南、國、ニ、關、シ、マ、ハ、南、國、日、本、兵、ニ、辦、入、ス、ル、貨、物、及、辦、入、ニ、シ、テ、而、テ、其、ノ、大
 諸、品、ニ、付、マ、ハ、大、キ、支、辨、セ、ム、ヘ、シ、イ、ノ、意見、ニ、依、リ、
 且、ニ、關、稅、ナ、リ。其、ノ、辦、入、品、目、ニ、關、シ、マ、ハ、無、難、品、ニ、付、マ、ハ、支、辨、セ、ム、手、續、
 商、工、各、業、日、ノ、對、辦、外、各、國、マ、ハ、日、以、テ、美、心、ニ、シ、テ、支、辨、セ、ム、ヘ、シ、イ、ノ、意
 見、ニ、極、シ、休、當、ノ、邊、際、マ、ハ、日、以、テ、重、重、キ、賦、稅、ニ、ヘ、キ、旨、ニ、對、シ、テ、其、林、業
 高、率、關、稅、ヲ、賦、ス、ル、ロ、イ、ニ、付、マ、ハ、實、否、兩、端、マ、リ、大、藏、省、關、稅、事、日、ハ、倍

大藏省



貿易統制ニ關スル意見

昭八一三二〇

提出者

臨時産業合理局販賣管理委員會

會長 中川正左

要項

- 一、貿易統制上ノ必要ニ應ジ主務大臣ニ於テ
 - (1) 特定物品ノ輸出又ハ輸入ヲ制限若ハ禁止シ得ルノ途ヲ開クコト
 - (2) 輸出組合ノ設立ヲ命ジ又ハ輸出組合ニ對シ必要ナル事項ヲ命ジ得ルノ途ヲ開クコト
- 二、關稅制度上主務大臣ニ於テ機宜ノ處置ヲ採リ得ルノ途ヲ開クコト

大藏省

一、關係輸出主務大臣ニ就テ對宜ノ措置ヲ行ハシムルハ、益々開クコト

(1) 輸出組合ノ設立ニ命ジテ又ハ輸出組合ニ准シテ必要ナル事項ニ命ジテ
(2) 邦貨物品ノ輸出又ハ輸入ニ關シテハ禁止ノ特小ノ益々開クコト

一、貿易輸出主務大臣ニ就テ

附八一三二〇 對出資 關和通商會 關和通商會 關和通商會 關和通商會

貿易輸出主務大臣ニ就テ

(參考) (一) 輸出統制ニ關スル昭和七年十二月十七日決議

一、關係輸出業者ヲ可成網羅シタル輸出組合聯合會ヲ設立シ其ノ自治的施設トシテ統制ヲ行ハシムルコト

二、數量統制規程ヲ定ムルニ付テハ比率ノ公平ヲ保ツニ留意スベク而シテ比率ノ定メ方ニ付テハ品種竝ニ輸出市場ノ異ルニ從ヒ自然事情ノ異ルモノアルベキモ大體ニ於テ過去ノ實績ヲ尊重スルト共ニ將來發展セントスル者ヲ徒ニ羈束スルコトナキ様適當ニ考慮スルコト

三、組合外ニ在ル同業者ニ付テハ可成組合ニ加入ヲ勸メ組合ノ強化ヲ圖ルニ努ムベク然モ尙且組合外ニ在リテ統制ヲ不當ニ妨害スル者アルトキハ輸出組合法第九條等法規ノ運用ニ依リ之ガ取締ノ途ヲ講ズルコト

四、輸出組合ノ統制ヲ不當ニ妨害シ輸出貿易ノ健全ナル發展ヲ阻害スル者

(8.8 富井納)

四 出出聯合ノ維持ニ不當ニ被害ノ出出買長ノ職全クハ喪失ニ困害スル者
 ハ出出聯合者其式新等出出ノ取用ニ妨リテ其出出ノ益ヲ損スルコト
 ニ及ムヘク然レテ且出出聯合ニ害リテ維持ニ不當ニ被害スル者ハ其
 三 聯合者ニ其ノ同業者ニ付テハ其出出聯合ニ加入ニ難ク聯合ノ進歩ニ圖ル
 イスル者ニ對シテ其ノ利益スルコトヲ其ノ利益ニ害スルコト
 子入テハ其ノ利益ニ害スルコトヲ其ノ利益ニ害スルコト
 出出ノ家ノ式ニ付テハ品出出ニ出出市出出ノ異ハニ其ノ自然維持ノ異ハ
 三 出出維持維持ニ其ノ利益ニ付テハ其率ノ公平ニ其ノ留意スルコト
 出出イニテ維持ニ付ハムルコト
 一 出出維持維持ニ其ノ利益ニ付テハ其率ノ公平ニ其ノ留意スルコト
 出出維持維持ニ其ノ利益ニ付テハ其率ノ公平ニ其ノ留意スルコト
 (参考) (一) 出出維持維持ニ其ノ利益ニ付テハ其率ノ公平ニ其ノ留意スルコト

ニ對スル制裁ハ出來得ル限り嚴重ナラシムルコト

輸出統制法要綱
一、主務大臣本邦輸出貿易上ノ弊害ヲ豫防シ又ハ矯正スル爲特ニ必要アリ
ト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ輸出統制委員會ノ議ヲ經テ輸出
品ヲ指定シ輸出組合員ニ非ザル者ノ輸出ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得
ルコト
二、前項ノ禁止又ハ制限ニ違反シテ輸出ヲ爲シタル者ニ對シテハ當該輸出
品ノ價額ノ三倍以下ノ罰金ニ處スルコト
三、本法施行期間ハ三年トスルコト

(二)非常時ニ於ケル貿易對策ニ關スル昭和八年三月十三日決議
輸出統制法要綱

一、主務大臣本邦輸出貿易上ノ弊害ヲ豫防シ又ハ矯正スル爲特ニ必要アリ
ト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ輸出統制委員會ノ議ヲ經テ輸出
品ヲ指定シ輸出組合員ニ非ザル者ノ輸出ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得
ルコト
二、前項ノ禁止又ハ制限ニ違反シテ輸出ヲ爲シタル者ニ對シテハ當該輸出
品ノ價額ノ三倍以下ノ罰金ニ處スルコト
三、本法施行期間ハ三年トスルコト